

災害復旧ローン

(令和8年8月3日から令和9年3月末日申込分まで)

令和8年8月20日現在

商 品 名	災害復旧ローン
ご利用いただける方	・ 当金庫の営業地区内に居住又は勤務されている方 ・ 満20歳以上の方 ・ 安定継続した収入がある方 ・ 令和8年熊本地震により被害を受けられた方 ・ 一般社団法人しんきん保証基金の保証が得られる方
資金使途	被災からの生活再建にかかる次の資金で、支払先に振込できるもの ① a リフォーム関連資金 b 自動車関連資金 c 医療関連資金 ② 申込人が当金庫から借り入れたマイカーローンの借換資金（①bと合わせた申込に限ります。） ※事業性資金・個人間売買による購入費用、支払先が申込人またはその配偶者、親（配偶者の親を含む）、子が営む法人・自営業となる資金。また、支払済資金についてはご利用できません。但し、「災害救助法」が適用された7月28日以降の支払日から3ヶ月以内のものに限り支払済資金も可
ご融資限度額	リフォーム関連 最高 1,000万円 自動車関連 最高 1,000万円（借換資金含む） 医療関連 最高 500万円
ご利用期間	リフォーム関連 3ヵ月以上15年以内 車関連 3ヵ月以上15年以内 医療関連 3ヵ月以上 5年以内
ご融資利率	2.50%（固定金利・保証料込）（令和8年8月20日現在） ※団信生保を付保する場合、0.5%上乗せとなります
お利息の計算方法	毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年365日とする日割計算
ご融資形態	証書貸付
ご返済方法	毎月元金均等または元利均等割賦返済（元金返済据置期間は1年以内） ※保証金額の50%以内につき6ヶ月ごとの増額（ボーナス）返済併用もご利用になれます

災害復旧ローン

(令和8年8月3日から令和9年3月末日申込分まで)

保証人・担保	一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので不要です
苦情処理措置 紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部（9時～17時、電話：096-355-6112）にお申し出ください ・ 紛争解決措置 熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。